

いちよしインフラ関連成長株ファンド

追加型投信／国内／株式

愛称：ジャパン・インフラ



- 本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。

委託会社＜ファンドの運用の指図を行う者＞

いちよしアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第426号

受託会社＜ファンドの財産の保管および管理を行う者＞

株式会社りそな銀行

照会先 ▶ いちよしアセットマネジメント

電話番号：03-6670-6711

（受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで）

ホームページ：<https://www.ichiyoshiam.jp/>

いちよしアセットマネジメント

検索

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社の概要

委託会社名 いちよしアセットマネジメント株式会社

設立年月日 1986年10月30日

資本金 490百万円

運用する投資信託財産の
合計純資産総額 543,919百万円

(2024年12月末現在)

商品分類及び属性区分

商品分類

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）
追加型	国内	株式

属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
その他資産 (投資信託証券（株式、一般）)	年1回	日本	ファミリーファンド

商品分類及び属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページでご覧頂けます。

 [一般社団法人投資信託協会ホームページ: https://www.toushin.or.jp/](https://www.toushin.or.jp/)

投資信託協会

検索

- この目論見書により行う「いちよしインフラ関連成長株ファンド」の募集については、発行者であるいちよしアセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年3月5日に関東財務局長に提出しており、2025年3月6日にその届出の効力が生じています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成18年法律第108号）に基づき受託会社において分別管理されています。



ファンドの目的

いちよしインフラ関連成長株マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、今後の新たな国づくりに貢献することが期待される企業（主に社会インフラ関連企業）の株式に実質的に投資することにより、日本再興の一翼を担い、社会貢献を目指すとともに信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

1

マザーファンド受益証券への投資を通じて、わが国の金融商品取引所に上場されている株式（上場予定を含みます。以下同じ。）に実質的に投資します。

2

今後の新たな国づくりに貢献することが期待される日本の株式（主に社会インフラ関連企業）に投資します。

- 社会インフラ関連銘柄の選定にあたっては「スマートコミュニティ」、「防災・減災」、「新エネルギー」、「ベース電源再興」、「トンネル・地下構造物・橋梁などの建設とメンテナンス」、「次世代鉄道システム」、「都心部再開発」、「次世代自動車・システム」、「観光立国」、「次世代情報システム」、「高齢者支援」、「バイオテクノロジー」、「ロボットテクノロジー」など様々なテーマで、今後、日本の新たな国づくりにおいて活躍が期待される企業に注目します。



- インフラストラクチャー（略称・インフラ）とは、国民経済の発展に必要な公共施設、経済活動の基盤を形成する基礎的な施設を指します。最近では社会福祉、コンピューター関連の通信ネットワークなどもインフラと呼ばれます。

ファンドの目的・特色

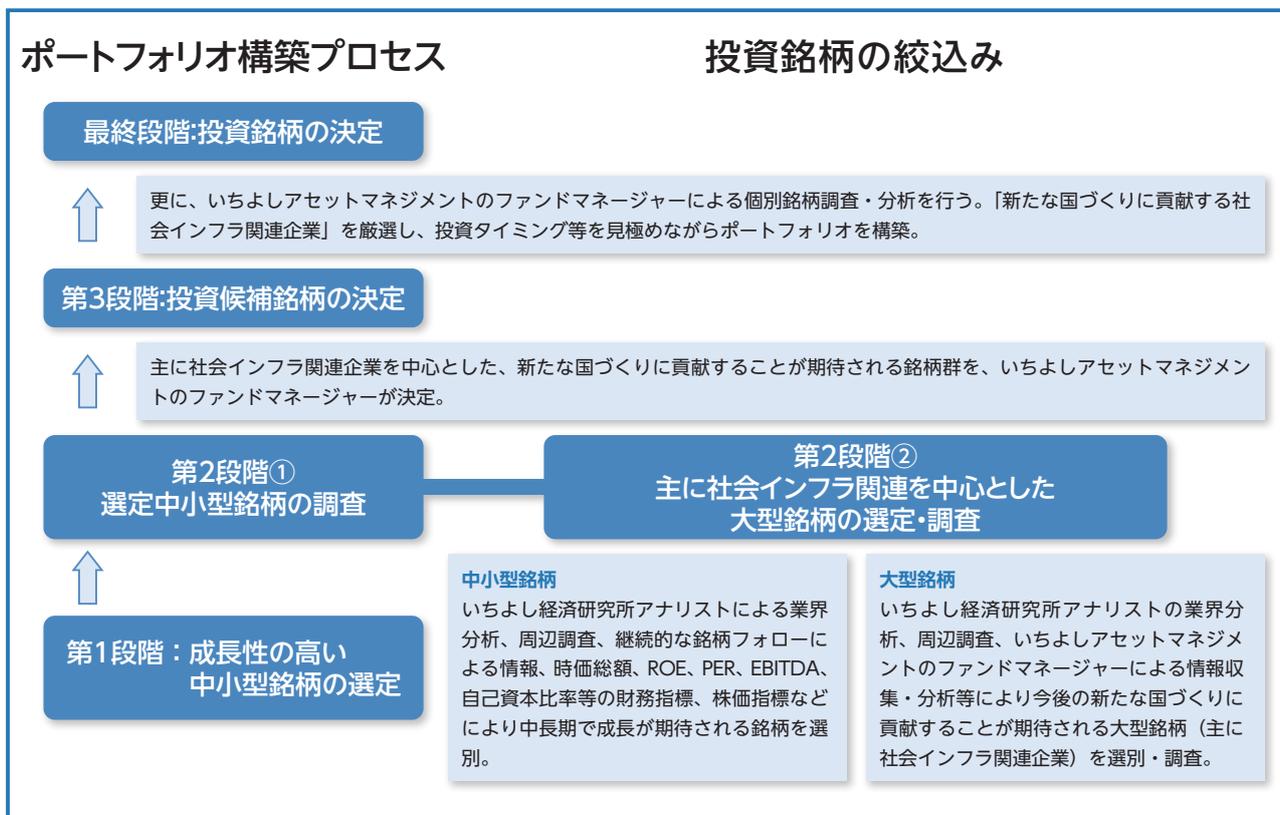
3

中小型株への投資には「株式会社いちよし経済研究所」のリーサーチ力を活用します。

- 中小型成長株の発掘で高い実績を持つ、株式会社いちよし経済研究所のリーサーチ力を活用します。
- 株式会社いちよし経済研究所は、いちよし証券グループのリーサーチ部門として、中小型成長企業および新興市場企業に特化した調査活動を行っています。

運用プロセス

- 銘柄選択プロセスでは、主に株式会社いちよし経済研究所が継続的にフォローする企業を中心とした優良中小型成長銘柄群の中から投資候補銘柄群を絞り込み、最終的に50~100銘柄程度で構成されるポートフォリオを構築します。



「株式会社いちよし経済研究所」について

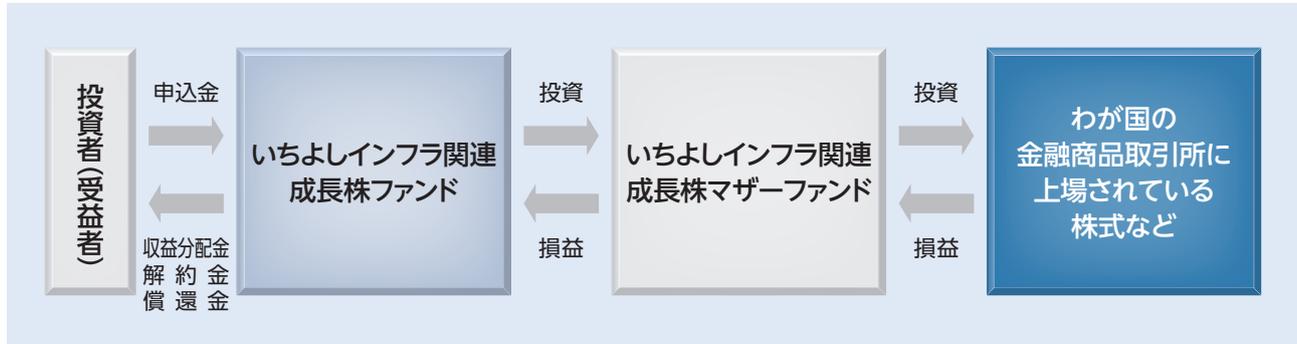
いちよし経済研究所は、いちよし証券グループのリーサーチ部門として、日本の中小型成長企業・新興市場企業に特化した調査を行っています。特に、次世代を担う成長企業を発掘し、質の高い投資情報を投資家の皆様に迅速に提供していくことを心がけています。





ファンドの仕組み

当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行います。



主な投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への投資は行いません。
- デリバティブ取引は、価格変動および金利変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

分配方針

毎年12月5日（休日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式への投資を行いますので、組入れた有価証券の値動きにより、当ファンドの基準価額は大きく変動することがあります。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、解約・償還金額が投資元本を下回り、損失を被る可能性があります。運用により信託財産に生じた利益または損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドは、預貯金とは異なります。預金保険または保険契約者保護機構の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。

※以下の事項は、マザーファンドのリスクも含まれます。

価格変動リスク

株式の価格動向は、個々の企業の活動や、国内および国際的な政治・経済情勢の影響を受けます。そのため、当ファンドの投資成果は、株式の価格変動があった場合、元本欠損を含む重大な損失が生じる場合があります。

株式の発行企業の信用リスク

当ファンドは、株式への投資を行うため、株式発行企業の信用リスクを伴います。株式発行企業の経営・財務状況の悪化等に伴う株価の下落により、当ファンドの基準価額が下落し元本欠損が生じるおそれがあります。発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金がほとんど回収できなくなることがあります。

流動性リスク

流動性リスクは、有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく希望する時期に希望する価格で売却することが不可能となることあるいは売り供給がなく希望する時期に希望する価格で購入することが不可能となること等のリスクのことをいいます。市場規模や取引量が小さい市場に投資する場合、また市場環境の急変等があった場合、流動性の状況によって期待される価格で売買できないことがあり基準価額の変動要因となります。

(ご注意) 以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。



その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 収益分配金は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の利息・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間中におけるファンドの収益率を示すものではありません。
受益者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金は、ファンドの純資産から支払われますので、収益分配金の支払後の純資産は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比較して下落することになります。
- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、その結果当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

リスクの管理体制

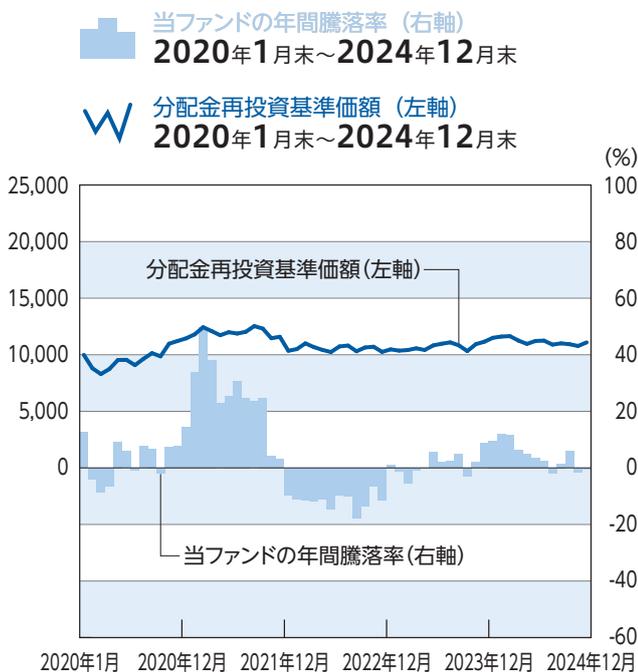
運用部門から独立したリスク管理業務およびコンプライアンス業務担当者が運用状況の評価・分析および流動性リスクを含む運用リスク管理、ならびに法令諸規則等の遵守状況のモニタリングを行っています。これらの結果等は、コンプライアンス・リスク管理部門が、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会へ報告を行うほか、必要に応じて運用部門への是正指示、緊急時対応策の策定・検証などを行い、取締役会の監督のもと適切な運用態勢の維持・向上に努めています。

※上記体制は2024年12月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

投資リスク

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年1月末を10,000として指数化しております。
* 年間騰落率は、各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークとして算出した指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI 国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表する指数で、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

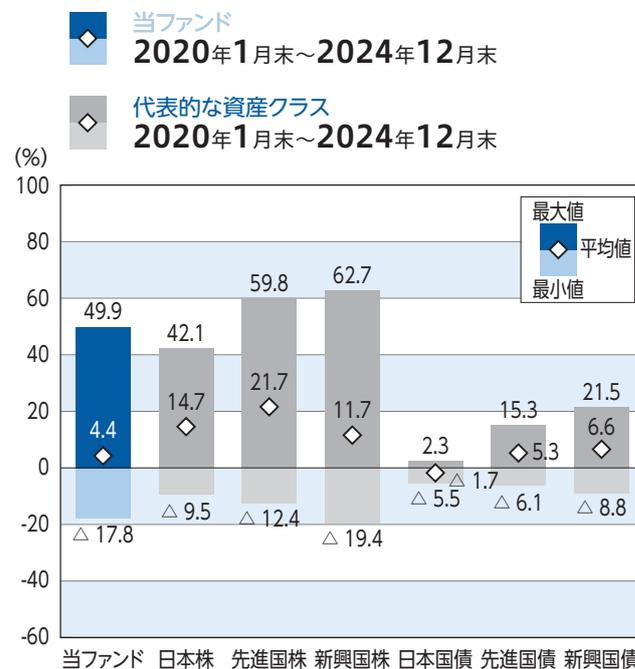
騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数に関する知的財産その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
* 各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
* 決算日に対応した数値とは異なります。
* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。



基準価額・純資産の推移

基準価額

13,247円

純資産総額

4,716百万円

2014年12月5日～2024年12月30日



※ 基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1万口当たりの値です。

分配の推移

決算日	分配金
第6期 2020年12月7日	0円
第7期 2021年12月6日	0円
第8期 2022年12月5日	0円
第9期 2023年12月5日	0円
第10期 2024年12月5日	0円
設定来累計	0円

※ 分配金は、1万口当たり、税引前の金額です。

主要な資産の状況

組入上位10銘柄

証券コード	銘柄名	事業内容	業種	比率 (%)
1 1925	大和ハウス工業	大手住宅総合メーカーで、累計販売実績が65万戸を超える戸建て住宅事業、賃貸住宅事業、マンション事業、流通店舗などの商業施設事業、物流施設、データセンターなどの事業施設事業、再生可能エネルギー発電所の設計・施工などの環境エネルギー事業などを展開しており、海外においても積極的に事業展開を図っています。	建設業	4.4
2 6861	キーエンス	自社工場を持たないファブレス体制のFA（ファクトリー・オートメーション）総合メーカーです。新商品の約7割が世界初、業界初の付加価値の高い製品で、代理店を介さない直販体制を整備しています。自動車・半導体・電子・電気機器・通信・機械など幅広い業界の約35万社の顧客と取引があり、世界46か国、250の販売拠点を有しています。	電気機器	3.4
3 6367	ダイキン工業	空調事業の売上高は世界首位であり、ガス、樹脂・ゴムなどフッ素化合物の化学事業やグリーンルームの空気浄化フィルタなどのフィルタ事業などを展開しています。事業展開する国は170か国以上にのぼり、一極集中生産ではなく、販売する市場の近くで調達・開発・生産を行う市場最容化生産戦略をとっています。	機械	3.2
4 1414	ショーボンドホールディングス	総合メンテナンス企業として、橋梁などのインフラ構造物の補修、補強を専門としています。構造物の調査、診断、設計、施工とともに、補修に用いる接着剤や注入材などの材料と、工法の研究開発、製造、販売も手掛けております。	建設業	3.2
5 1835	東鉄工業	JR東日本系列の鉄道軌道工事会社で、線路事業の線路メンテナンスは国内最大シェアを占めます。耐震・防災工事、ホームドア工事などの土木事業、JR東日本駅関連工事や公民鉄工事、民間工事、公共施設などの建築事業、緑化や太陽光発電などの環境事業を手掛けています。	建設業	3.1
6 7203	トヨタ自動車	世界トップクラスの販売台数をほこる自動車メーカーです。世界初の量産型ハイブリッド車の開発など高い技術力を有しています。静岡県にあるモビリティのテストコース「Toyota Woven (ワーブン) City」のPhase1建築が完了しており、今後、移動手段としてのモビリティだけでなく、ヒト、モノ、情報を動かす様々な実証実験が行われる予定です。	輸送用機器	3.0
7 6055	ジャパンマテリアル	半導体や液晶の製造工程に不可欠な特殊ガスの販売、供給装置の製造、配管設備の設計、施工などのトータルガスマネジメントや、超純水、薬品などの供給管理サービスを展開しています。顧客工場の稼働・維持管理を一括してサポートするため、マルチスキルを有した技術者が総合管理しています。	サービス業	2.9
8 6544	ジャパンエレベーターサービスホールディングス	独立系のエレベーター、エスカレーター、立体駐車場などのメンテナンス会社で、国内保守契約台数は10万台、エンジニア数は1,000人を超えます。国内主要メーカーの機種に対応したメンテナンス、部品交換、修理、調整などを行っています。必要な工程やサービスに基づいた適正な価格による価格競争力と技術力を強みとしています。	サービス業	2.8
9 6383	ダイフク	モノを効率的に保管、搬送、仕分け・ピッキングするマテリアルハンドリング（マテハン）の機械設備とソフトウェアを自社で開発しています。コンサルティングから設計・製造・据付・保守まで一貫したサポート体制を構築しており、自動車、電機・電子、医薬品、食品、衣料品、日用品など、多種多様な業界向けに事業展開しています。	機械	2.7
10 6902	デンソー	トヨタ系の自動車部品大手で、世界2位の売上規模を占めます。世界35の国と地域に193社のグループ会社を有しており、電動化、自動運転、コネクティッド、ファクトリー・オートメーション/農業を4つの重点分野として注力しています。	輸送用機器	2.6

※ 比率は、マザーファンド純資産総額を100%として計算した値です。

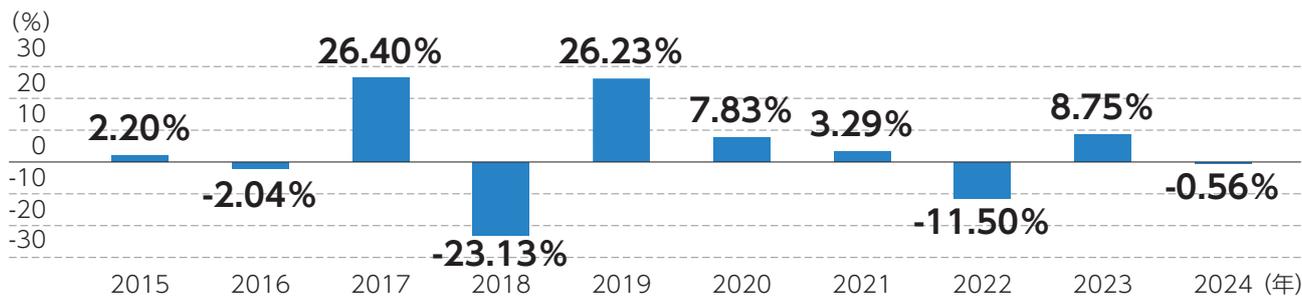
組入上位5業種

業種	比率 (%)
1 建設業	15.4
2 電気機器	15.2
3 情報・通信業	12.2
4 機械	11.7
5 サービス業	10.7

※ 比率は、マザーファンドが組入れている株式の評価額の合計を100%として計算した値です。

年間収益率の推移

当ファンドにベンチマークはありません。



- ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
- ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の基準価額 ※ファンドの基準価額は1万口当たりで表示しています。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	1口単位として販売会社が定める単位 ※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金価額	換金（解約）申込受付日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金（解約）申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。 なお、販売会社によっては対応が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年3月6日から2025年9月5日 (上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行う場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金（解約）の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金（解約）の申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限（2014年12月5日設定）
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年12月5日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年1回、毎決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円
公 告	電子公告により行い、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページアドレス https://www.ichiyoshiam.jp/ ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除の適用があります。 益金不算入制度は適用されません。

手続・手数料等

ファンドの費用・税金

◆ファンドの費用

▶ 投資者が直接的に負担する費用



購入時・換金時

購入時手数料

購入価額に対し**3.3% (税抜3.0%)**を上限として、販売会社が定める手数料率を乗じた額です。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

信託財産留保額

換金時の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額をご負担いただきます。

▶ 投資者が信託財産で間接的に負担する費用



保有時

運用管理費用 (信託報酬)

ファンドの日々の純資産総額に以下の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。

当ファンドの運用管理費用 (信託報酬) (年率)		年1.914% (税抜 年1.74%)
配 分	委託会社	年 0.990% (税抜 年0.90%)
	販売会社	年 0.880% (税抜 年0.80%)
	受託会社	年 0.044% (税抜 年0.04%)

■ 役務の内容

委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

その他の費用・ 手数料

監査費用、目論見書等の作成、印刷、交付費用および公告費用等の管理、運営にかかる費用、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用等が、信託財産より支払われます。

※ 監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

※ これらの費用等は、運用状況等により変動するため、料率、上限額等をあらかじめ表示することが出来ません。

※ 上記、ファンド費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。



◆税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。



分配時

所得税および 地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
---------------	-------------------------------



換金（解約）時および償還時

所得税および 地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%
---------------	---

※ 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 法人の場合は上記と異なります。

※ 上記は2024年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2023年12月6日～2024年12月5日

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.97%	1.91%	0.06%

（表示桁数未満を四捨五入）

※ 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※ 当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※ これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※ 詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

本ページは、前掲「ファンドの費用・税金」について、よりご理解を深めていただくため、

■ ファンドの費用



1,000,000円を

購入時



投資者が
直接的に負担する

購入時手数料

上限

3.3%
(税抜3.0%)



33,000円
(上限)

購入金額に対し、
販売会社が定める手数料率を乗じた額
なお、ご購入に際し、購入時手数料を加
えた額をご指定いただく方法とご投資
金額に対して別途購入時手数料をお支
払いいただく方法がありますが、本ペ
ージでは別途購入時手数料をお支払い
いただいた場合で説明しております。

運用時



信託財産で
間接的に負担する

運用管理費用(信託報酬)

年率

1.914%
(税抜1.74%)



年間 19,140円
(購入時から基準価額が変わら
ないと仮定:下図参照)

年間運用管理費用
(信託報酬)

購入時
基準価額



基準価額は、運用管理費用として信託
報酬が日々差し引かれて算出されるた
め、売却時に信託報酬が別途差し引か
れることはありません。

際の費用や税金について

金額表記等の説明を加えたものです。

ご投資される場合

売却時



投資者が
直接的に負担する

信託財産留保額

 **3,300円**

(基準価額が購入時から10%上昇した場合)

換金時の基準価額 $\times 0.3\%$

※ファンド費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することが出来ません。

■ 税金

分配時

所得税および地方税
配当所得として課税

 **2,031円**

(基準価額の上昇によって購入金額の1%程度
(1万円)の分配金を受け取ったと仮定)

●普通分配金に対して

20.315%

個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

換金(解約)時 および償還時

所得税および地方税
譲渡所得として課税

 **20,315円**

(基準価額が購入時から10%上昇した場合)
※信託財産留保額は考慮していません。

●換金(解約)時および
償還時の差益(譲渡益)に対して

20.315%

 いちよしアセットマネジメント